

2.1.1 分析

調査結果から近年の傾向や参考となる事例等を抽出し分析した。

(1) デジタルサイネージ

- 近年策定・改定された景観計画やガイドラインにおいては、デジタルサイネージに関する記載があるものが多い。
- デジタルサイネージについて基準や方針を設定している事例では、ほとんどすべての事例で、色彩や光について周囲の景観や環境への配慮を求めている。
- 音声や、映像の切り替え時間等についての基準を設けている事例も見られる。
- 光や音に関する基準や方針は、エリアの特性や季節や時間帯による見え方等の変化を踏まえ、エリアや時間帯ごとに設定されている事例もある。
- 景観の観点だけでなく、交通安全への配慮を求める事例も複数見られる。
- デジタルサイネージで表示する内容（コンテンツ）についても配慮を求める事例が見られる。

事例：さいたま市デジタルサイネージガイドライン(令和7年6月改定)

さいたま市ではエリアの特性に応じてデジタルサイネージの設置高さ、音、明るさについて基準を示している。

表1 ガイドラインのエリア区分

ガイドラインの エリア区分	備考	にぎわい 活気 ↑ ↓ 落ち着き 潤い
商業地系エリア	商業系用途地域が指定されている区域 (商業地域・近隣商業地域)	
工業地系エリア	工業系用途地域が指定されている区域 (工業地域・準工業地域・工業専用地域)	
住宅地系エリア	住宅系用途地域が指定されている区域 (第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・第一種中高層住居 専用地域・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・ 準住居地域・田園住居地域)	
田園系エリア	市街化調整区域	

※エリア境付近に設置されたデジタルサイネージについて、別のエリアに向けて表示されたものは、向けられたエリアの基準を適用するものとする。

図 2-1 さいたま市デジタルサイネージガイドラインのエリア区分

① 設置高さ：9m（建物の2階相当）以下

設置（上端）の高さは、9m（建物の2階相当）以下としてください。

ただし、見通しの良い交差点等は光の及ぶ範囲が広いため、4.5m（建物の1階相当）以下としてください。

※ペデストリアンデッキのように歩行者空間が2階以上の部分にある場合等、高さの基準を適用することがふさわしくない場合であって、景観への配慮を十分に行っているものについては、協議の上取り扱いを決定します。

② 音：原則、音は出さない。

原則として、音を出さないようにしてください。

特に、視覚障害者用信号機のある交差点付近では、音は出さないようにしてください。

商業地系エリアにおいて音を出す場合でも、65 デシベル^(※3) 以下かつ 10～18 時のみとします。

③ 明るさ：19～5 時は、明るさをなるべく抑えてください。

19～5 時は、商業地系エリアの明るさの基準を $1,000\text{cd}/\text{m}^2$ ^(※4) 以下としました。なお、光の影響が大きい時間帯については、季節・天気・周辺の明るさ等により変動があるため、5～19 時の間でも周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

図 2-2 さいたま市デジタルサイネージガイドライン 商業地エリアの基準

① 設置高さ：3m（建物の1階相当）以下

設置（上端）の高さは、3m（建物の1階相当）以下としてください。

② 音：音は出さない。

音を出さないようにしてください。

③ 明るさ：原則として、19～5 時は、発光しないでください。

住宅地系エリアにおいて、19～5 時も発光する場合は、明るさを $800\text{cd}/\text{m}^2$ ^(※5) 以下とし、住環境を十分配慮した上で明るさを決定してください。なお、光の影響が大きい時間帯については、季節・天気・周辺の明るさ等により変動があるため、5～19 時の間でも周辺状況に応じて輝度を抑えてください。

図 2-3 さいたま市デジタルサイネージガイドライン 住宅地系エリアの基準

事例：豊島区景観計画(令和4年6月改定)

豊島区では、景観計画において、景観形成地区における屋外広告物の表示・掲出に係る制限事項を設けている。

文京区における根津・千駄木エリアと類似する特徴を有する雑司が谷地域景観形成特別地区においては、光源の色彩に制限が設けられているほか、光源の点滅を禁止するなどしている。

文京区における小石後楽園と類似する特徴を有する六義園周辺景観形成特別地区においては、地盤面から 20m 以上の部分に対して、屋外広告物の設置や光源の使用等を禁止している。

図表 7-6 表示等の制限事項（雑司が谷地域景観形成特別地区：雑司が谷 3 丁目）

区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	○建物の屋上に、広告物を表示し、または設置できません。												
建物壁面等の広告物	○光源に赤色又は黄色を使用できません。※ 1 ○光源は点滅できません。 ○建物の壁面を利用する自家用広告物の色彩は、鬼子母神堂周辺及び鬼子母神大門ケヤキ並木道沿道の街並みと調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中でその表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定めます。 <table border="1"> <tr> <td><色相></td><td><彩度></td></tr> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td><td>→ 5 以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td><td>→ 6 以下</td></tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td><td>→ 4 以下</td></tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td><td>→ 3 以下</td></tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td><td>→ 4 以下</td></tr> </table>	<色相>	<彩度>	0.1R ~ 10R	→ 5 以下	0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下	5.1Y ~ 10G	→ 4 以下	0.1BG ~ 10B	→ 3 以下	0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下
<色相>	<彩度>												
0.1R ~ 10R	→ 5 以下												
0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下												
5.1Y ~ 10G	→ 4 以下												
0.1BG ~ 10B	→ 3 以下												
0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下												
表示等の制限の例外	○東京都屋外広告物条例による許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しません。 ○建物の背後にある広告物など、鬼子母神堂境内及び鬼子母神大門ケヤキ並木道から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限にかかわらず、表示ができます。												

※ 1 赤色又は黄色とは、JIS（JIS Z 9101）に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤又は黄とします。

図 2-4 雑司が谷地域景観形成特別地区における屋外広告物の表示等の制限に関する事項

図表 7-2 表示等の制限事項（六義園周辺景観形成特別地区）

区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	○地盤面から 20 m 以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、または設置できません。												
建物壁面の広告物	○地盤面から 20 m 以上の部分では、広告物に光源を使用できません。												
広告物の色彩	○建物の壁面のうち、高さ 20 m 以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、六義園の景観と調和した低彩度色を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を超えて使用できる色彩の彩度を次のとおり定めます。 <table border="1"> <tr> <td><色相></td><td><彩度></td></tr> <tr> <td>0.1R ~ 10R</td><td>→ 5 以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR ~ 5Y</td><td>→ 6 以下</td></tr> <tr> <td>5.1Y ~ 10G</td><td>→ 4 以下</td></tr> <tr> <td>0.1BG ~ 10B</td><td>→ 3 以下</td></tr> <tr> <td>0.1PB ~ 10RP</td><td>→ 4 以下</td></tr> </table>	<色相>	<彩度>	0.1R ~ 10R	→ 5 以下	0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下	5.1Y ~ 10G	→ 4 以下	0.1BG ~ 10B	→ 3 以下	0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下
<色相>	<彩度>												
0.1R ~ 10R	→ 5 以下												
0.1YR ~ 5Y	→ 6 以下												
5.1Y ~ 10G	→ 4 以下												
0.1BG ~ 10B	→ 3 以下												
0.1PB ~ 10RP	→ 4 以下												
表示等の制限の例外	○建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示ができます。												

図 2-5 六義園周辺景観形成特別地区における屋外広告物の表示等の制限に関する事項

事例：名古屋市デジタルサイネージガイドライン(令和6年4月改定)

名古屋市では、エリア特性別・季節及び時間帯別に、輝度の基準を設けている。

また、交通安全に配慮し、通行車両に向けてデジタルサイネージを表示しない等の基準を設けている。

【基準】

■ 明るさや時間に関すること

表示時間

○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、住宅地等※³に設置する場合は、深夜早朝の表示は避けてください。

- ・ 深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。
- ・ ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※⁴を除きます。

明るさ
(光)

○ デジタルサイネージによる屋外広告物は、次の数値以下としてください。

昼	3,000cd/m ² 以下	時季	昼☀	夜🌙	深夜早朝
夜	住居系 800cd/m ² 以下 商工業系 1,000cd/m ² 以下	春・秋	7時～18時	18時～21時	21時～7時
		夏	7時～19時	19時～21時	
		冬	7時～17時	17時～21時	

- ・ 自動調光機能を利用するなど、周囲の明るさに比して不必要に高い輝度とならないよう留意してください。
- ・ 管理上の必要等により設置する小規模なもの※⁴は、デジタルサイネージによる屋外広告物が原則禁止されている地域※⁵でも設置できますが、輝度は極力抑えたものとしてください。

■ 設置場所等に関すること

設置高さ	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を、建物等の高層部など、広範囲に光が到達しやすい場所に設置することは避けてください。 ・ 設置をする場合は、輝度を抑え、深夜早朝の表示を避けるなど、周辺的环境に配慮してください。 ・ 深夜早朝とは、21時～7時を目安とします。
設置向き等	○ デジタルサイネージによる屋外広告物を道路内に設置する場合は、通行車両の進行方向に垂直となる方向など、通行車両に向けて表示することは、避けてください。 ・ ただし、管理上の必要等により設置する小規模なもの※4を除きます。

図 2-6 名古屋市デジタルサイネージガイドライン

事例：新宿区屋外広告物に関する景観形成ガイドライン(令和5年3月改定)

新宿区では、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングについて、配慮すべき事項をまとめている。

コンテンツの内容や一時的な設置の場合の配慮なども挙げられている。

5 | デジタルサイネージ*等について

動き、光、音を伴うデジタルサイネージやプロジェクションマッピング*は景観や環境に大きな影響を与えます。デジタルサイネージ等を設置する場合は、周辺環境、動き、明るさ、音量、コンテンツ等に十分配慮する必要があります。また、屋外広告物に該当しない場合でも、地下街等の公共性の高い場所にデジタルサイネージ等を設置する場合は同様の配慮が必要です。

自主審査体制の構築

デジタルサイネージ等はコンテンツに関する自主審査基準等を設け、更新時にもルールを守ることが重要です。自主審査基準には、以下の内容を参考に、良好な景観形成に必要な基準を定めてください。

点滅、高速モーションの抑制

デジタルサイネージ等の動きのあるものは、派手な色彩や点滅、速い動きを避け、緩やかに画面の切り替えを行い、周辺景観と調和させることが重要です。

画面切り替えの単位（推奨）

1画像の放映パターン：15秒～15分

周辺環境に配慮した設置

デジタルサイネージ等は、歴史的な建造物等の周辺や住宅地など、地域の雰囲気とそぐわない場所に設置しないことが大切です。駅前や繁華街に設置する場合でも、周辺環境への影響に配慮し、見通しの良い場所や遠くからでも目立つ高い場所への設置を避ける必要があります。



遠くから目立つ屋上に設置されたデジタルサイネージ

消灯時間の設定や明るさ・音量の調節

デジタルサイネージ等は、周辺の環境に応じて適切な消灯時間を設定する必要があります。夜間は昼間と同じ出力では明る過ぎるので、周辺の明るさ(場所・時間・季節・天候)に応じて明るさ(輝度)を調整する必要があります。

音は原則出さないようにしましょう。繁華街などで音を出す場合は、周辺環境への影響も考慮して、時間帯に応じて音量を調整、消音することが大切です。

時間・明るさ・音量の目安（商業地域）

新宿区の日出・日没時刻

夏至：4:30頃日出～17:00頃日没

冬至：6:50頃日出～16:30頃日没

夜間の画面の明るさ（輝度）

夜間：1,000cd/m²以下^(※1)

音量の目安

8～19時以外の時間帯は音を控える

8～19時：60（75）デシベル以下^(※2)

※1）「CIE:150-2003」障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値を引用【環境：都市】

※2）新宿区の日常生活等に適用する騒音規制基準（8～19時）を引用【商業地域は60デシベル、新宿三丁目75デシベル】
（出典：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、別表第18（第129条関係））

大きさについて

デジタルサイネージは壁面への収まりに配慮し、歩行者等が歩きやすく快適なスケール感とすることが大切です。

コンテンツについて

コンテンツは、公序良俗に反するものや公衆に不快感や不安を与えるものは避け、地域特性を踏まえた表現や地域貢献につながる活用を検討することが大切です。設置する前の周辺への事前相談や設置後の苦情処理などについては、設置者が責任を持って対応する必要があります。

ガラス面の内側や一時的な設置における配慮

ガラス面などの内側からデジタルサイネージ等を屋外に表示する場合も、景観への影響が懸念されるため、上記の内容について配慮する必要があります。

また、プロジェクションマッピング^(※3)など壁面を活用した大規模な演出の場合、仮設でも動きや音、時間帯など周辺環境への配慮を十分行う必要があります。



都庁のプロジェクションマッピング（出典：国土交通省HP）

地域貢献につながるデジタルサイネージについてはP.327参照

※3）プロジェクションマッピングを表示等する場合は「プロジェクションマッピングの表示等に関するガイドライン(東京都)」を参考にしてください。

屋外広告物

305

図 2-7 新宿区屋外広告物に関する景観形成ガイドライン デジタルサイネージのページ

事例：神奈川県投影広告物等ガイドライン(令和6年4月策定)

神奈川県では、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングについて、配慮すべき事項をガイドラインにまとめている。

その中で、過度な光点滅等による安全性への影響の防止の観点から、映像の製作にあたって配慮すべき事項をまとめている。（内容は、日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟による「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に基づいている。）

3 概要

(1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

ア 明るさ・色彩の配慮

投影広告物は、プロジェクターの光源が周辺環境に影響を及ぼさないよう、プロジェクターの設置位置には十分配慮すること。

電光表示装置は、周囲の景観に調和した明るさ（輝度）とし、反射・映り込み防止フィルムの使用等により画面を見やすくするとともに、明るさを抑える工夫を行うこと。

特に、投影広告物等を信号機のある交差点付近や曲がり道等に掲出する場合は、信号機と誤認されるような赤・青・黄などの高彩度色を使用しないこと。

イ 過度な光点滅等による安全性への影響の防止

過度な光の点滅や急激な場面転換等は、周囲の景観や人々の健康を阻害するおそれがあるため、映像の製作に当たっては以下の事項に配慮すること。

(7) 「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」（日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟）を踏まえ、次の事項を遵守すること。

a 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。

(a) 「鮮やかな赤色」の点滅は、特に慎重に扱うこと。

(b) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化が10%以上（投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。）の場合を基準とすること。

(c) (a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化（又は投影面の照度変化）を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。

b コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換（投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。）は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。

c 規則的なパターン模様（しま模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることを避けること。

(4) サプリミナル的（潜在意識に働きかける）表現手法は避けること。

(5) 使用する光の種類、波長、強さ等、人体への悪影響がないよう十分に配慮すること。

(6) スクリーンとなる壁面等に投影する際は、その壁面等から光がはみ出さないこと。

ウ 住環境への配慮

住環境への配慮が求められる地域では、周辺環境に応じて適切な表示時間を設定すること。原則として午後10時から午前6時までは表示を避けること。

また、周囲の建物への光の反射には十分留意すること。

エ 道路交通への配慮

計画している投影広告物等が道路交通法及び神奈川県道路交通法施行細則をはじめとした関係法令に抵触するか否かについて疑義が生じる場合は、所轄警察署に相談すること。

オ 自然環境への配慮

人工光は動植物に様々な形で影響を及ぼす可能性があることから、投影広告物等の設置に当たっては、輝度や光の方向、表示時間帯等に配慮すること。

図 2-8 神奈川県投影広告物等ガイドラインの抜粋